

であつた贈与税の額その他の事項につき国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。

6 第四項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律及び相続税法第三十六条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第四項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十條の規定を適用する場合を除き、これを期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第四項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第七十条の三第四項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号並びに第六十五条第一項及び第三項中「期限内申告書」とあるのは「相続税法第二十八条の規定による申告書」とする。

三 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第六十一条第一項第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

四 相続税法第三十六条第一項及び第三項中「第二十八条第一項又は第二項の規定による申告書の提出期限」とあり、並びに同条第四項中「申告書の提出期限」とあるのは、「租税特別措置法第七十条の三第四項（特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例）に規定する修正申告書の提出期限」とする。

7・8 省 略

（農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予）

第七十条の四 省 略

2 省 略

3 次に掲げる者がその者に係る相続税法第二十一条の九第五項に規定する特定贈与者からの贈与により取得した農地等について第一項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定の適用を受ける農地等については、同法第二章第三節の規定は、適用しない。

一 相続税法第二十一条の九第五項に規定する相続時精算課税適用者

であつた贈与税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。

6 第四項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税通則法及び相続税法第三十六条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第四項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十條の規定を適用する場合を除き、これを期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第四項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第七十条の三第四項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号並びに第六十五条第一項及び第三項中「期限内申告書」とあるのは「相続税法第二十八条の規定による申告書」とする。

三 国税通則法第六十一条第一項第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

四 相続税法第三十六条第一項及び第二項中「第二十八条第一項又は第二項の規定による申告書の提出期限」とあり、並びに同条第三項中「申告書の提出期限」とあるのは、「租税特別措置法第七十条の三第四項（特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例）に規定する修正申告書の提出期限」とする。

7・8 同 上

（農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予）

第七十条の四 同 上

2 同 上

3 同 上

一 相続税法第二十一条の九第五項（第七十条の三第一項において準用する場合

二 省略

4 27 省略

28 第一項に規定する贈与税（既に第四項又は第五項の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用があつた農地等の価額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当するものを除く。次項、第三十三項及び第三十四項第一号において同じ。）並びに当該贈与税に係る利子税及び延滞税の徴収を目的とする国の権利の時効については、第三十一項第三号において読み替えて適用される国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十三条第四項の規定の適用がある場合を除き、第二十六項の届出書の提出があつた時に中断し、当該届出書の提出期限の翌日から新たに進行するものとする。

29 省略

30 第一項の場合において、受贈者が同項に規定する担保について国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十一条第一項の規定による命令に応じないときは、税務署長は、第一項に規定する贈与税（既に第四項又は第五項の規定の適用があつた場合には、これらの規定による納税の猶予に係る期限が到来しているものを除く。）に係る第一項の規定による納税の猶予に係る期限を繰り上げることができる。この場合においては、同法第四十九条第二項及び第三項の規定を準用する。

31 第一項の規定による納税の猶予がされた場合における国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律及び国税徴収法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第一項の規定による納税の猶予に係る期限（第四項、第五項又は前二項の規定による当該期限を含む。）は、国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律及び国税徴収法中法定納期限又は納期限に関する規定を適用する場合には、相続税法の規定による延納に係る期限に含まれるものとする。

二 第一項の規定の適用があつた場合における贈与税に係る延滞税については、その贈与税の額のうち納税猶予分の贈与税額とその他のものとに区分し、更に当該納税猶予分の贈与税額を前号に規定する納税の猶予に係る期限が異なるものごとに区分して、それぞれの税額ごとに国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律の延滞税に関する規定を適用する。

を含む。）に規定する相続時精算課税適用者

二 同上

4 27 同上

28 第一項に規定する贈与税（既に第四項又は第五項の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用があつた農地等の価額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当するものを除く。次項、第三十三項及び第三十四項第一号において同じ。）並びに当該贈与税に係る利子税及び延滞税の徴収を目的とする国の権利の時効については、第三十一項第三号において読み替えて適用される国税通則法第七十三条第四項の規定の適用がある場合を除き、第二十六項の届出書の提出があつた時に中断し、当該届出書の提出期限の翌日から新たに進行するものとする。

29 同上

30 第一項の場合において、受贈者が同項に規定する担保について国税通則法第五十一条第一項の規定による命令に応じないときは、税務署長は、第一項に規定する贈与税（既に第四項又は第五項の規定の適用があつた場合には、これらの規定による納税の猶予に係る期限が到来しているものを除く。）に係る第一項の規定による納税の猶予に係る期限を繰り上げることができる。この場合においては、同法第四十九条第二項及び第三項の規定を準用する。

31 第一項の規定による納税の猶予がされた場合における国税通則法及び国税徴収法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第一項の規定による納税の猶予に係る期限（第四項、第五項又は前二項の規定による当該期限を含む。）は、国税通則法及び国税徴収法中法定納期限又は納期限に関する規定を適用する場合には、相続税法の規定による延納に係る期限に含まれるものとする。

二 第一項の規定の適用があつた場合における贈与税に係る延滞税については、その贈与税の額のうち納税猶予分の贈与税額とその他のものとに区分し、更に当該納税猶予分の贈与税額を前号に規定する納税の猶予に係る期限が異なるものごとに区分して、それぞれの税額ごとに国税通則法の延滞税に関する規定を適用する。

三 第一項の規定による納税の猶予を受けた贈与税については、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第六十四条第一項及び第七十三条第四項中「延納」とあるのは、「延納（租税特別措置法第七十条の四第一項の規定による納税の猶予を含む。）とする。」とする。

32 省 略

（農地等についての相統税の納税猶予等）
第七十条の六 省 略

2 32 省 略

33 第一項に規定する相統税（既に第七項、第八項又は第三十八項（第四号に係る部分に限る。）の規定の適用があつた場合には、譲渡特例農地等に係る相統税、特定農地等に係る相統税及び同号に定める相統税を除く。次項、第三十八項第一号から第三号まで並びに第三十九項第一号及び第五号において同じ。）並びに当該相統税に係る利子税及び延滞税の徴収を目的とする国の権利の時効については、第三十六項において準用する第七十条の四第三十一項第三号の規定により読み替えて適用される国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十三条第四項の規定の適用がある場合を除き、第三十一項の届出書の提出があつた時に中断し、当該届出書の提出期限の翌日から新たに進行するものとする。

34 省 略

35 第一項の場合において、同項の規定の適用を受ける農業相統人が同項に規定する担保について国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十一条第一項の規定による命令に應じないときは、税務署長は、第一項に規定する相統税（既に第七項、第八項又は第三十八項（第四号に係る部分に限る。）の規定の適用があつた場合において、これらの規定による納税の猶予に係る期限が到来しているものを除く。）に係る第一項の規定による納税の猶予に係る期限を繰り上げることができる。この場合においては、同法第四十九条第二項及び第三項の規定を準用する。

36 第七十条の四第三十一項の規定は、第一項の規定による納税の猶予がされた場合における国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律及び国税徴収法の規定の適用について準用する。この場合において、同条第三十一項第一号中「第一項」とあるのは「第七十条の六第一項」と、「第四項、第五項又は前二項」とあるのは「同条第七項、第八項、第三十四項又は第三十五項」と

三 第一項の規定による納税の猶予を受けた贈与税については、国税通則法第六十四条第一項及び第七十三条第四項中「延納」とあるのは、「延納（租税特別措置法第七十条の四第一項の規定による納税の猶予を含む。）とする。」とする。

32 同 上

（農地等についての相統税の納税猶予等）
第七十条の六 同 上

2 32 同 上

33 第一項に規定する相統税（既に第七項、第八項又は第三十八項（第四号に係る部分に限る。）の規定の適用があつた場合には、譲渡特例農地等に係る相統税、特定農地等に係る相統税及び同号に定める相統税を除く。次項、第三十八項第一号から第三号まで並びに第三十九項第一号及び第五号において同じ。）並びに当該相統税に係る利子税及び延滞税の徴収を目的とする国の権利の時効については、第三十六項において準用する第七十条の四第三十一項第三号の規定により読み替えて適用される国税通則法第七十三条第四項の規定の適用がある場合を除き、第三十一項の届出書の提出があつた時に中断し、当該届出書の提出期限の翌日から新たに進行するものとする。

34 同 上

35 第一項の場合において、同項の規定の適用を受ける農業相統人が同項に規定する担保について国税通則法第五十一条第一項の規定による命令に應じないときは、税務署長は、第一項に規定する相統税（既に第七項、第八項又は第三十八項（第四号に係る部分に限る。）の規定の適用があつた場合において、これらの規定による納税の猶予に係る期限が到来しているものを除く。）に係る第一項の規定による納税の猶予に係る期限を繰り上げることができる。この場合においては、同法第四十九条第二項及び第三項の規定を準用する。

36 第七十条の四第三十一項の規定は、第一項の規定による納税の猶予がされた場合における国税通則法及び国税徴収法の規定の適用について準用する。この場合において、同条第三十一項第一号中「第一項」とあるのは「第七十条の六第一項」と、「第四項、第五項又は前二項」とあるのは「同条第七項、第八項、第三十四項又は第三十五項」と、同項第二号中「第一項」とあるのは「第七十条の六第

、同項第二号中「第一項」とあるのは「第七十条の六第一項」と、「贈与税に」とあるのは「相統税に」と、「贈与税の」とあるのは「相統税の」と、「納税猶予分の贈与税額と」とあるのは「同項に規定する納税猶予分の相統税額と」と、「当該納税猶予分の贈与税額」とあるのは「当該納税猶予分の相統税額」と、同項第三号中「第一項の規定による納税の猶予を受けた贈与税」とあるのは「第七十条の六第一項の規定による納税の猶予を受けた相統税」と、「第七十条の四第一項」とあるのは「第七十条の六第一項」と読み替えるものとする。

37 43 省 略

(非上場株式等についての贈与税の納税猶予)

第七十条の七 省 略

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 四 省 略

五 納税猶予分の贈与税額 前項の規定の適用に係る特例受贈非上場株式等の価額(当該特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社又は当該認定贈与承継会社の特別関係会社であつて当該認定贈与承継会社との間に支配関係がある法人(以下この号において「認定贈与承継会社等」という。)が会社法第二条第二号に規定する外国会社(当該認定贈与承継会社の特別関係会社に該当するものに限る。))その他政令で定める法人の株式等を有する場合には、当該認定贈与承継会社等が当該株式等を有していなかったものとして計算した価額)を同項の経営承継受贈者に係るその年分の贈与税の課税価格とみなして、相統税法第二十一条の五及び第二十一条の七の規定(第七十条の二の二及び第七十条の二の三の規定を含む。)を適用して計算した金額をいう。

六 九 省 略

3 次に掲げる者が、その者に係る相統税法第二十一条の九第五項に規定する特定贈与者からの贈与により取得をした非上場株式等について第一項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定の適用に係る特例受贈非上場株式等については、同法第二章第三節の規定は、適用しない。

一 相統税法第二十一条の九第五項に規定する相統時精算課税適用者

二 第一項の規定の適用に係る特例受贈非上場株式等を贈与により取得した日の属する年中において、当該特例受贈非上場株式等の贈与者から贈与を受けた当

一 項」と、「贈与税に」とあるのは「相統税に」と、「贈与税の」とあるのは「相統税の」と、「納税猶予分の贈与税額と」とあるのは「同項に規定する納税猶予分の相統税額と」と、「当該納税猶予分の贈与税額」とあるのは「当該納税猶予分の相統税額」と、同項第三号中「第一項の規定による納税の猶予を受けた贈与税」とあるのは「第七十条の六第一項の規定による納税の猶予を受けた相統税」と、「第七十条の四第一項」とあるのは「第七十条の六第一項」と読み替えるものとする。

37 43 同 上

(非上場株式等についての贈与税の納税猶予)

第七十条の七 同 上

2 同 上

一 四 同 上

五 納税猶予分の贈与税額 前項の規定の適用に係る特例受贈非上場株式等の価額(当該特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社又は当該認定贈与承継会社の特別関係会社であつて当該認定贈与承継会社との間に支配関係がある法人(以下この号において「認定贈与承継会社等」という。)が会社法第二条第二号に規定する外国会社(当該認定贈与承継会社の特別関係会社に該当するものに限る。))その他政令で定める法人の株式等を有する場合には、当該認定贈与承継会社等が当該株式等を有していなかったものとして計算した価額)を同項の経営承継受贈者に係るその年分の贈与税の課税価格とみなして、相統税法第二十一条の五及び第二十一条の七の規定(第七十条の二の二の規定を含む。)を適用して計算した金額をいう。

六 九 同 上

3 同 上

一 相統税法第二十一条の九第五項(第七十条の三第一項において準用する場合を含む。)に規定する相統時精算課税適用者

二 第一項の規定の適用に係る特例受贈非上場株式等を贈与により取得した日の属する年中において、当該特例受贈非上場株式等の贈与者から贈与を受けた当

該特例受贈非上場株式等以外の財産について相続税法第二十一条の九第二項（第七十条の二の四第一項又は第七十条の三第一項において準用する場合を含む。）の届出書を提出する者

4 10 省 略

11 猶予中贈与税額に相当する贈与税並びに当該贈与税に係る利子税及び延滞税の徴収を目的とする国の権利の時効については、第十四項第五号の規定により読み替えて適用される国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十三条第四項の規定の適用がある場合を除き、前項の届出書の提出があった時に中断し、当該届出書の届出期限の翌日から新たに進行するものとする。

12 省 略

13 税務署長は、次に掲げる場合には、猶予中贈与税額に相当する贈与税に係る第一項の規定による納税の猶予に係る期限を繰り上げることができる。この場合においては、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第四十九条第二項及び第三項の規定を準用する。

一 第一項の規定の適用を受ける経営承継受贈者が同項に規定する担保について国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十一条第一項の規定による命令に応じない場合

二 省 略

14 経営承継受贈者が第一項の規定の適用を受けようとする場合又は同項の規定による納税の猶予がされた場合における国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律、国税徴収法及び相続税法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第一項の規定の適用があつた場合における贈与税に係る延滞税については、その贈与税の額のうち納税猶予分の贈与税額とその他のものとに区分し、更に当該納税猶予分の贈与税額を第六号に規定する納税の猶予に係る期限が異なるものごとに区分して、それぞれの税額ごとに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律の延滞税に関する規定を適用する。

二 第一項の規定の適用を受けようとする経営承継受贈者が第七項本文の規定により特例受贈非上場株式等の全てを担保として提供する場合においては、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十条第二号中「有価証券で税務署長等（国税に関する法律の規定により国税庁長官又は国税局長が担保を徴するものとされている場合には、国税庁長官又は国税局長。以下この条及び次条において同じ。）が確実と認めるもの」とあるのは、「有価証券

該特例受贈非上場株式等以外の財産について相続税法第二十一条の九第二項（第七十条の三第一項において準用する場合を含む。）の届出書を提出する者

4 10 同 上

11 猶予中贈与税額に相当する贈与税並びに当該贈与税に係る利子税及び延滞税の徴収を目的とする国の権利の時効については、第十四項第五号の規定により読み替えて適用される国税通則法第七十三条第四項の規定の適用がある場合を除き、前項の届出書の提出があつた時に中断し、当該届出書の届出期限の翌日から新たに進行するものとする。

12 同 上

13 税務署長は、次に掲げる場合には、猶予中贈与税額に相当する贈与税に係る第一項の規定による納税の猶予に係る期限を繰り上げることができる。この場合においては、国税通則法第四十九条第二項及び第三項の規定を準用する。

一 第一項の規定の適用を受ける経営承継受贈者が同項に規定する担保について国税通則法第五十一条第一項の規定による命令に応じない場合

二 同 上

14 経営承継受贈者が第一項の規定の適用を受けようとする場合又は同項の規定による納税の猶予がされた場合における国税通則法、国税徴収法及び相続税法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第一項の規定の適用があつた場合における贈与税に係る延滞税については、その贈与税の額のうち納税猶予分の贈与税額とその他のものとに区分し、更に当該納税猶予分の贈与税額を第六号に規定する納税の猶予に係る期限が異なるものごとに区分して、それぞれの税額ごとに国税通則法の延滞税に関する規定を適用する。

二 第一項の規定の適用を受けようとする経営承継受贈者が第七項本文の規定により特例受贈非上場株式等の全てを担保として提供する場合においては、国税通則法第五十条第二号中「有価証券で税務署長等（国税に関する法律の規定により国税庁長官又は国税局長が担保を徴するものとされている場合には、国税庁長官又は国税局長。以下この条及び次条において同じ。）が確実と認めるもの」とあるのは、「有価証券及び持分会社の出資の持分（質権その他の担保権の目的

及び持分会社の出資の持分（質権その他の担保権の目的となっていないことその他の財務省令で定める要件を満たすものに限る。）とし、同法第五十一条第一項の規定は、適用しない。

三 省 略

四 第十八項の規定による通知により過誤納となつた額に相当する贈与税の国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十六条から第五十八条までの規定の適用については、当該通知を發した日又は第十七項に規定する申請期限から六月を経過する日のいずれか早い日に過誤納があつたものとみなす。

五 第一項の規定による納税の猶予を受けた贈与税については、国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第六十四条第一項及び第七十三条第四項中「延納」とあるのは、「延納（租税特別措置法第七十条の七第一項（非上場株式等）についての贈与税の納税猶予）の規定による納税の猶予を含む。）」とする。

六 第一項の規定による納税の猶予に係る期限（第四項から第六項まで、前二項又は次項の規定による当該期限を含む。）は、国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律及び国税徴収法中法定納期限又は納期限に関する規定を適用する場合には、相続税法の規定による延納に係る期限に含まれるものとする。

七 第一項の規定による納税の猶予を受けた贈与税については、国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十二条第四項中「認めるときは、税務署長等」とあるのは「認めるとき（租税特別措置法第七十条の七第一項（非上場株式等）についての贈与税の納税猶予）の規定による納税の猶予の担保として同項に規定する特例受贈非上場株式等に係る同項の認定贈与承継会社の株式又は出資が提供された場合には、当該認めるとき又は当該株式若しくは出資を換価に付しても買受人がないとき）は、税務署長等」と、国税徴収法第三十五条第一項中「一年以上前」とあるのは「一年以上前（当該滞納に係る国税が贈与税である場合にあっては、当該贈与税に係る贈与の前）」と、同法第四十八条第一項中「財産」とあるのは「財産（租税特別措置法第七十条の七第一項（非上場株式等）についての贈与税の納税猶予）の規定による納税の猶予の担保として同項に規定する特例受贈非上場株式等に係る同項の認定贈与承継会社の株式又は出資が提供された場合において、当該株式又は出資を換価に付しても買受人がないときにおける当該担保を提供した同条第二項第三号

となっていないことその他の財務省令で定める要件を満たすものに限る。）とし、同法第五十一条第一項の規定は、適用しない。

三 同 上

四 第十八項の規定による通知により過誤納となつた額に相当する贈与税の国税通則法第五十六条から第五十八条までの規定の適用については、当該通知を發した日又は第十七項に規定する申請期限から六月を経過する日のいずれか早い日に過誤納があつたものとみなす。

五 第一項の規定による納税の猶予を受けた贈与税については、国税通則法第六十四条第一項及び第七十三条第四項中「延納」とあるのは、「延納（租税特別措置法第七十条の七第一項（非上場株式等）についての贈与税の納税猶予）の規定による納税の猶予を含む。）」とする。

六 第一項の規定による納税の猶予に係る期限（第四項から第六項まで、前二項又は次項の規定による当該期限を含む。）は、国税通則法及び国税徴収法中法定納期限又は納期限に関する規定を適用する場合には、相続税法の規定による延納に係る期限に含まれるものとする。

七 第一項の規定による納税の猶予を受けた贈与税については、国税通則法第五十二条第四項中「認めるときは、税務署長等」とあるのは「認めるとき（租税特別措置法第七十条の七第一項（非上場株式等）についての贈与税の納税猶予）の規定による納税の猶予の担保として同項に規定する特例受贈非上場株式等に係る同項の認定贈与承継会社の株式又は出資が提供された場合には、当該認めるとき又は当該株式若しくは出資を換価に付しても買受人がないとき）は、税務署長等」と、国税徴収法第三十五条第一項中「一年以上前」とあるのは「一年以上前（当該滞納に係る国税が贈与税である場合にあっては、当該贈与税に係る贈与の前）」と、同法第四十八条第一項中「財産」とあるのは「財産（租税特別措置法第七十条の七第一項（非上場株式等）についての贈与税の納税猶予）の規定による納税の猶予の担保として同項に規定する特例受贈非上場株式等に係る同項の認定贈与承継会社の株式又は出資が提供された場合において、当該株式又は出資を換価に付しても買受人がないときにおける当該担保を提供した同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者の他の財産を除く。）」は「と

に規定する経営承継受贈者の他の財産を除く。）は」とする。

八・九 省 略

15 27 省 略

(非上場株式等についての相続税の納税猶予)

第七十条の七の二 省 略

2 10 省 略

11 猶予中相続税額に相当する相続税並びに当該相続税に係る利子税及び延滞税の徴収を目的とする国の権利の時効については、第十四項第五号の規定により読み替えて適用される国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十三条第四項の規定の適用がある場合を除き、前項の届出書の提出があった時に中断し、当該届出書の届出期限の翌日から新たに進行するものとする。

12 省 略

13 税務署長は、次に掲げる場合には、猶予中相続税額に相当する相続税に係る第一項の規定による納税の猶予に係る期限を繰り上げることができる。この場合においては、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第四十九条第二項及び第三項の規定を準用する。

一 第一項の規定の適用を受ける経営承継相続人等が同項に規定する担保について国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十一条第一項の規定による命令に応じない場合

二 省 略

14 経営承継相続人等が第一項の規定の適用を受けようとする場合又は同項の規定による納税の猶予がされた場合における国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律、国税徴収法及び相続税法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第一項の規定の適用があつた場合における相続税に係る延滞税については、その相続税の額のうち納税猶予分の相続税額とその他のものとに区分し、更に当該納税猶予分の相続税額を第六号に規定する納税の猶予に係る期限が異なるものごとに区分して、それぞれの税額ごとに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律の延滞税に関する規定を適用する。

二 第一項の規定の適用を受けようとする経営承継相続人等が第六項本文の規定により特例非上場株式等の全てを担保として提供する場合には、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十条第二号中「有価

する。

八・九 同 上

15 27 同 上

(非上場株式等についての相続税の納税猶予)

第七十条の七の二 同 上

2 10 同 上

11 猶予中相続税額に相当する相続税並びに当該相続税に係る利子税及び延滞税の徴収を目的とする国の権利の時効については、第十四項第五号の規定により読み替えて適用される国税通則法第七十三条第四項の規定の適用がある場合を除き、前項の届出書の提出があつた時に中断し、当該届出書の届出期限の翌日から新たに進行するものとする。

12 同 上

13 税務署長は、次に掲げる場合には、猶予中相続税額に相当する相続税に係る第一項の規定による納税の猶予に係る期限を繰り上げることができる。この場合においては、国税通則法第四十九条第二項及び第三項の規定を準用する。

一 第一項の規定の適用を受ける経営承継相続人等が同項に規定する担保について国税通則法第五十一条第一項の規定による命令に応じない場合

二 同 上

14 経営承継相続人等が第一項の規定の適用を受けようとする場合又は同項の規定による納税の猶予がされた場合における国税通則法、国税徴収法及び相続税法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第一項の規定の適用があつた場合における相続税に係る延滞税については、その相続税の額のうち納税猶予分の相続税額とその他のものとに区分し、更に当該納税猶予分の相続税額を第六号に規定する納税の猶予に係る期限が異なるものごとに区分して、それぞれの税額ごとに国税通則法の延滞税に関する規定を適用する。

二 第一項の規定の適用を受けようとする経営承継相続人等が第六項本文の規定により特例非上場株式等の全てを担保として提供する場合には、国税通則法第五十条第二号中「有価証券で税務署長等（国税に関する法律の規定により国税

証券で税務署長等（国税に関する法律の規定により国税庁長官又は国税局長が担保を徴するものとされている場合には、国税庁長官又は国税局長。以下この条及び次条において同じ。）が確実と認めるもの」とあるのは、「有価証券及び持分会社の出資の持分（質権その他の担保権の目的となっていないことその他の財務省令で定める要件を満たすものに限る。）」とし、同法第五十一条第一項の規定は、適用しない。

三 省 略

四 第十八項の規定による通知により過誤納となつた額に相当する相統税の国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十六条から第五十八条までの規定の適用については、当該通知を發した日又は第十七項に規定する申請期限から六月を経過する日のいずれか早い日に過誤納があつたものとみなす。

五 第一項の規定による納税の猶予を受けた相統税については、国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第六十四条第一項及び第七十三条第四項中「延納」とあるのは、「延納（租税特別措置法第七十条の七の二第二項（非上場株式等）についての相統税の納税猶予）の規定による納税の猶予を含む。」とする。

六 第一項の規定による納税の猶予に係る期限（第三項から第五項まで、前二項又は次項の規定による当該期限を含む。）は、国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十二条第四項中「認めるときは、税務署長等」とあるのは「認めるとき（租税特別措置法第七十条の七の二第二項（非上場株式等）についての相統税の納税猶予）の規定による納税の猶予の担保として同項に規定する特例非上場株式等に係る同項の認定承継会社の株式又は出資が提供された場合には、当該認めるとき又は当該株式若しくは出資を換価に付しても買受人がないとき）は、税務署長等」と、国税徴収法第四十八条第一項中「財産は」とあるのは「財産（租税特別措置法第七十条の七の二第二項（非上場株式等）についての相統税の納税猶予）の規定による納税の猶予の担保として同項に規定する特例非上場株式等に係る同項の認定承継会社の株式又は出資が提供された場合において、当該株式又は出資を換価に付し

七 第一項の規定による納税の猶予を受けた相統税については、国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十二条第四項中「認めるときは、税務署長等」とあるのは「認めるとき（租税特別措置法第七十条の七の二第二項（非上場株式等）についての相統税の納税猶予）の規定による納税の猶予の担保として同項に規定する特例非上場株式等に係る同項の認定承継会社の株式又は出資が提供された場合には、当該認めるとき又は当該株式若しくは出資を換価に付しても買受人がないとき）は、税務署長等」と、国税徴収法第四十八条第一項中「財産は」とあるのは「財産（租税特別措置法第七十条の七の二第二項（非上場株式等）についての相統税の納税猶予）の規定による納税の猶予の担保として同項に規定する特例非上場株式等に係る同項の認定承継会社の株式又は出資が提供された場合において、当該株式又は出資を換価に付し

庁長官又は国税局長が担保を徴するものとされている場合には、国税庁長官又は国税局長。以下この条及び次条において同じ。）が確実と認めるもの」とあるのは、「有価証券及び持分会社の出資の持分（質権その他の担保権の目的となっていないことその他の財務省令で定める要件を満たすものに限る。）」とし、同法第五十一条第一項の規定は、適用しない。

三 同 上

四 第十八項の規定による通知により過誤納となつた額に相当する相統税の国税通則法第五十六条から第五十八条までの規定の適用については、当該通知を發した日又は第十七項に規定する申請期限から六月を経過する日のいずれか早い日に過誤納があつたものとみなす。

五 第一項の規定による納税の猶予を受けた相統税については、国税通則法第六十四条第一項及び第七十三条第四項中「延納」とあるのは、「延納（租税特別措置法第七十条の七の二第二項（非上場株式等）についての相統税の納税猶予）の規定による納税の猶予を含む。」とする。

六 第一項の規定による納税の猶予に係る期限（第三項から第五項まで、前二項又は次項の規定による当該期限を含む。）は、国税通則法及び国税徴収法中法定納期限又は納期限に関する規定を適用する場合には、相統税法の規定による延納に係る期限に含まれるものとする。

七 第一項の規定による納税の猶予を受けた相統税については、国税通則法第五十二条第四項中「認めるときは、税務署長等」とあるのは「認めるとき（租税特別措置法第七十条の七の二第二項（非上場株式等）についての相統税の納税猶予）の規定による納税の猶予の担保として同項に規定する特例非上場株式等に係る同項の認定承継会社の株式又は出資が提供された場合には、当該認めるとき又は当該株式若しくは出資を換価に付しても買受人がないとき）は、税務署長等」と、国税徴収法第四十八条第一項中「財産は」とあるのは「財産（租税特別措置法第七十条の七の二第二項（非上場株式等）についての相統税の納税猶予）の規定による納税の猶予の担保として同項に規定する特例非上場株式等に係る同項の認定承継会社の株式又は出資が提供された場合において、当該株式又は出資を換価に付しても買受人がないときにおける当該担保を提供した同条

ても買受人がないときにおける当該担保を提供した同条第二項第三号に規定する経営承継相続人等の他の財産を除く。）は」とする。

八、十一 省略

15、27 省略

(非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予)

第七十条の七の四 省略

2、10 省略

11 第七十条の七の二第十四項及び第十五項の規定は、経営相続承継受贈者が第一項の規定の適用を受けようとする場合又は同項の規定による納税の猶予がされた場合における国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律、国税徴収法及び相続税法の規定の適用について準用する。

12、17 省略

(優良な住宅地の造成事業等に係る供給予定地等についての課税価格の計算の特例)

第七十一条の七 省略

2、4 省略

5 第一項から第三項までの規定は、これらの規定の適用を受けようとする課税時期に係る地価税法第二十五条第一項の規定による申告書(当該申告書に係る国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第十八条第二項に規定する期限後申告書及びこれらの申告書に係る同法第十九条第三項に規定する修正申告書を含む。次項並びに第七十一条の十七第二項及び第三項において「地価税の申告書」という。)に第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、これらの規定のいずれかに該当する旨を証する書類として財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

6 省略

(認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減)

第八十条 次に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)第六条第二項に規定する認定事業再構築計画(同法第二条第四項第一号に規定する事業の構造の変更で政令で定めるもの及び同項第二号に規定する事業革新

第二項第三号に規定する経営承継相続人等の他の財産を除く。)は」とする。

八、十一 同上

15、27 同上

(非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予)

第七十条の七の四 同上

2、10 同上

11 第七十条の七の二第十四項及び第十五項の規定は、経営相続承継受贈者が第一項の規定の適用を受けようとする場合又は同項の規定による納税の猶予がされた場合における国税通則法、国税徴収法及び相続税法の規定の適用について準用する。

12、17 同上

(優良な住宅地の造成事業等に係る供給予定地等についての課税価格の計算の特例)

第七十一条の七 同上

2、4 同上

5 第一項から第三項までの規定は、これらの規定の適用を受けようとする課税時期に係る地価税法第二十五条第一項の規定による申告書(当該申告書に係る国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書及びこれらの申告書に係る同法第十九条第三項に規定する修正申告書を含む。次項並びに第七十一条の十七第二項及び第三項において「地価税の申告書」という。)に第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、これらの規定のいずれかに該当する旨を証する書類として財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

6 同上

(認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減)

第八十条 次に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第六条第二項に規定する認定事業再構築計画(同法第二条第四項第一号に規定する事業の構造の変更で政令で定めるもの及び同項第二号に規定する事業革新について記載があるものに限る。

について記載があるものに限る。)に係る同法第五条第一項若しくは第六条第一項の認定、同法第八条第二項に規定する認定経営資源再活用計画に係る同法第七条第一項若しくは第八条第一項の認定、同法第十条第二項に規定する認定経営資源融合計画に係る同法第九条第一項若しくは第十条第一項の認定、同法第十二条第二項に規定する認定資源生産性革新計画に係る同法第十一条第一項若しくは第十二条第一項の認定又は同法第三十九条の三第三項に規定する認定中小企業承継事業再生計画に係る同法第三十九条の二第二項若しくは第三十九条の三第一項の認定に係るものであつて我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第二十九号)の施行の日から平成二十四年三月三十一日までの間にされたこれらの認定に係るものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところによりこれらの認定の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一五 省略

2 省略

(みなし製造の規定の適用除外の特例)

第八十七条の八 省略

2・3 省略

4 酒税法第四十六条、第四十七条第一項及び第四十八条(第一号を除く。)並びに

に国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の四第一項(第五号及び第六号に係る部分に限る。)、第七十四条の八から第七十四条の十一まで及び第七十四条の十三の規定は、第一項の規定の適用を受ける者について準用する。この場合において、酒税法第四十六条中「酒類製造者、酒母若しくはもろみの製造者、酒類の販売業者又は特例輸入者」とあるのは「租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第八十七条の八第一項の規定の適用を受ける者」と、「製造、貯蔵、販売(販売の代理又は媒介を含む。以下同じ。又は保税地域からの引取り」とあるのは「同項の規定の適用を受ける混和」と、同法第四十七条第一項中「酒類製造者又は酒母若しくはもろみの製造者」とあるのは「租税特別措置法第八十七条の八第一項の規定の適用を受ける者」と、「製造場の位置、製造及び貯蔵の設備、製造の開始、休止及び終了並びに製造方法」とあるのは「同項の規定の適用を受ける混和の開始、休止及び終了並びに当該

に係る同法第五条第一項若しくは第六条第一項の認定、同法第八条第二項に規定する認定経営資源再活用計画に係る同法第七条第一項若しくは第八条第一項の認定、同法第十条第二項に規定する認定経営資源融合計画に係る同法第九条第一項若しくは第十条第一項の認定、同法第十二条第二項に規定する認定資源生産性革新計画に係る同法第十一条第一項若しくは第十二条第一項の認定又は同法第三十九条の三第三項に規定する認定中小企業承継事業再生計画に係る同法第三十九条の二第二項若しくは第三十九条の三第一項の認定に係るものであつて我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から平成二十四年三月三十一日までの間にされたこれらの認定に係るものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところによりこれらの認定の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一五 同上

2 同上

(みなし製造の規定の適用除外の特例)

第八十七条の八 同上

2・3 同上

4 酒税法第四十六条、第四十七条第一項、第四十八条(第一号を除く。)並びに

第五十三条第一項(第五号及び第六号に係る部分に限る。)、第九項及び第十項の規定は、第一項の規定の適用を受ける者について準用する。この場合において、同法第四十六条中「酒類製造者、酒母若しくはもろみの製造者、酒類の販売業者又は特例輸入者」とあるのは「租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第八十七条の八第一項の規定の適用を受ける者」と、「製造、貯蔵、販売(販売の代理又は媒介を含む。以下同じ。又は保税地域からの引取り」とあるのは「同項の規定の適用を受ける混和」と、同法第四十七条第一項中「酒類製造者又は酒母若しくはもろみの製造者」とあるのは「租税特別措置法第八十七条の八第一項の規定の適用を受ける者」と、「製造場の位置、製造及び貯蔵の設備、製造の開始、休止及び終了並びに製造方法」とあるのは「同項の規定の適用を受ける混和の開始、休止及び終了並びに当該混和の方法」と、「その製造場」とあるのは「当該混和をする営業場」と、同法第五十三条第一項中「酒類製造者、酒母若

混和の方法」と、「その製造場」とあるのは「当該混和をする営業場」と、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の四第一項中「酒類製造者（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第七条第一項（酒類の製造免許）に規定する酒類製造者をいう。以下この条において同じ。）」、酒母（同法第三条第二十四号（その他の用語の定義）に規定する酒母をいう。以下この条において同じ。）若しくはもろみ（同法第三条第二十五号に規定するもろみをいう。以下この条において同じ。）の製造者、酒類（同法第二条第一項（酒類の定義及び種類）に規定する酒類をいう。以下この条において同じ。）の販売業者又は特例輸入者（同法第三十条の六第三項（納期限の延長）に規定する特例輸入者をいう。第四号において同じ。）とあるのは「租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第八十七条の八第一項の規定の適用を受ける者」と、同項第五号中「酒類、酒母若しくはもろみの製造、貯蔵若しくは販売又は酒類の保税地域からの引取り」とあるのは「租税特別措置法第八十七条の八第一項の規定の適用を受ける混和」と、同項第六号中「酒類、酒母又はもろみの製造、貯蔵又は販売」とあるのは「租税特別措置法第八十七条の八第一項の規定の適用を受ける混和」と読み替えるものとする。

5 前項の規定により酒税法第四十六条及び第四十七条第一項並びに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の四第一項（第五号及び第六号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定が準用される第一項の規定の適用を受ける者（前項の規定により準用される酒税法第四十八条（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、同法第四十六条及び第四十七条第一項並びに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の四第一項の酒類製造者とみなして、酒税法第五十八条第一項第九号及び第十号（同法第四十七条第一項に係る部分に限る。）並びに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の四第一項に係る部分に限る。）及び第二百二十九条の規定を適用する。

618 省略

（みなし揮発油等の特例）

第八十八条の六 炭化水素油（炭化水素とその他の物との混合物又は単一の炭化水素を含む。）と揮発油以外の物（揮発油税法第十六条又は第十六条の二に規定する揮発油のうち灯油に該当するものを含む。）とを混和して、揮発油（同法第二

しくはもろみの製造者、酒類の販売業者又は特例輸入者」とあるのは「租税特別措置法第八十七条の八第一項の規定の適用を受ける者」と、同項第五号中「酒類、酒母若しくはもろみの製造、貯蔵若しくは販売又は酒類の保税地域からの引取り」とあるのは「租税特別措置法第八十七条の八第一項の規定の適用を受ける混和」と、同項第六号中「酒類、酒母又はもろみの製造、貯蔵又は販売」とあるのは「租税特別措置法第八十七条の八第一項の規定の適用を受ける混和」と読み替えるものとする。

5 前項の規定により酒税法第四十六条、第四十七条第一項及び第五十三条第一項（第五号及び第六号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定が準用される第一項の規定の適用を受ける者（前項の規定により準用される同法第四十八条（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、同法第四十六条、第四十七条第一項及び第五十三条第一項の酒類製造者とみなして、同法第五十八条第一項第九号、第十号（同法第四十七条第一項に係る部分に限る。）及び第十三号（同法第五十三条第一項に係る部分に限る。）並びに第五十九条第一項の規定を適用する。

618 同上

（みなし揮発油等の特例）

第八十八条の六 炭化水素油（炭化水素とその他の物との混合物又は単一の炭化水素を含む。）と揮発油以外の物（揮発油税法第十六条又は第十六条の二に規定する揮発油のうち灯油に該当するものを含む。）とを混和して、揮発油（同法第二

条第一項に規定する揮発油に限る。) 以外の炭化水素油(炭化水素以外の物を含有するものを含み、温度十五度において〇・八七六二以下の比重を有するもの)のうち、政令で定める分留性状の試験方法による九十パーセント留出温度が二百六十七度以下で、当該試験方法による初留点が温度百十度までの範囲内で政令で定める温度未満のものに限る。以下この条において「揮発油類似品」という。)とした場合(同法第六条の規定に該当する場合を除く。)は、当該混和を製造とみなし、当該揮発油類似品を揮発油とみなして、揮発油税法、地方揮発油税法及び国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律を適用する。

2 揮発油類似品(揮発油税法第六条の規定により揮発油とみなされるものを除く。以下この項において同じ。)が保税地域から引き取られる場合には、当該揮発油類似品を揮発油とみなし、当該揮発油類似品を引き取る者を揮発油を引き取る者とみなして、揮発油税法、地方揮発油税法及び国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律を適用する。

(バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例)

第八十八条の七 省 略

218 省 略

9 揮発油税法第二十四条及び第二十五条第二号並びに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第二号(ロ及びニを除く。)、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第三項及び第七十四条の十三の規定はバイオエタノールをバイオエタノール等揮発油の製造者に譲渡する者又は証明済バイオエタノール等(第一項第二号に掲げる物品に係るものに限る。)の製造者、輸入者若しくは販売業者について、同法第七十四条の五第二号ハの規定はバイオエタノール等揮発油の製造者について、それぞれ準用する。この場合において、揮発油税法第二十四条中「揮発油の製造者若しくは販売業者、特例輸入者又は第十六条の三第一項若しくは第十六条の四第一項に規定する揮発油をこれらの規定に規定する場所に移入した者」とあるのは「バイオエタノールをバイオエタノール等揮発油の製造者に譲渡する者又は証明済バイオエタノール等(租税特別措置法第八十八条の七第一項第二号に掲げる物品に係るものに限る。)の製造者、輸入者若しくは販売業者」と、「揮発油の製造、」とあるのは「同項各号に掲げる物品の製造、」と、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第二号イ中「揮発油(同法第二十一条第一項(定義)に規定する揮発油(同法第六条(揮発油等とみなす場合)の

条第一項に規定する揮発油に限る。) 以外の炭化水素油(炭化水素以外の物を含有するものを含み、温度十五度において〇・八七六二以下の比重を有するもの)のうち、政令で定める分留性状の試験方法による九十パーセント留出温度が二百六十七度以下で、当該試験方法による初留点が温度百十度までの範囲内で政令で定める温度未満のものに限る。以下この条において「揮発油類似品」という。)とした場合(同法第六条の規定に該当する場合を除く。)は、当該混和を製造とみなし、当該揮発油類似品を揮発油とみなして、揮発油税法及び地方揮発油税法を適用する。

2 揮発油類似品(揮発油税法第六条の規定により揮発油とみなされるものを除く。以下この項において同じ。)が保税地域から引き取られる場合には、当該揮発油類似品を揮発油とみなし、当該揮発油類似品を引き取る者を揮発油を引き取る者とみなして、揮発油税法及び地方揮発油税法を適用する。

(バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例)

第八十八条の七 同 上

218 同 上

9 揮発油税法第二十四条、第二十五条第二号及び第二十六条(第一項第二号及び第四号、第三項並びに第四項を除く。)並びに地方揮発油税法第十四条の二(第一項第二号及び第四号、第三項並びに第四項を除く。)の規定はバイオエタノールをバイオエタノール等揮発油の製造者に譲渡する者又は証明済バイオエタノール等(第一項第二号に掲げる物品に係るものに限る。)の製造者、輸入者若しくは販売業者について、揮発油税法第二十六条第一項第三号及び地方揮発油税法第十四条の二第一項第三号の規定はバイオエタノール等揮発油の製造者について、それぞれ準用する。この場合において、揮発油税法第二十四条中「揮発油の製造者若しくは販売業者、特例輸入者又は第十六条の三第一項若しくは第十六条の四第一項に規定する揮発油をこれらの規定に規定する場所に移入した者」とあるのは「バイオエタノールをバイオエタノール等揮発油の製造者に譲渡する者又は証明済バイオエタノール等(租税特別措置法第八十八条の七第一項第二号に掲げる物品に係るものに限る。)の製造者、輸入者若しくは販売業者」と、「揮発油の製造、」とあるのは「同項各号に掲げる物品の製造、」と、同法第二十六条第一項第一号中「揮発油」とあるのは「租税特別措置法第八十八条の七第一項各号に掲げる物品」と、同項第三号中「第一号に規定する者」とあるのは「バイオエタ

規定により揮発油とみなされる物を含む。）」とあるのは「物品（租税特別措置法第八十八条の七第一項各号に掲げる物品）」と、同号ハ中「イに規定する者」とあるのは「バイオエタノール等揮発油の製造者又はイに規定する者」と、「揮発油又はロに規定する揮発油」とあるのは「物品」と、同法第七十四条の十二第三項中「揮発油の」とあるのは「物品の」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

10

前項の規定により揮発油税法第二十四条及び国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第二号（ロ及びニを除く。）の規定が準用される同項のバイオエタノールをバイオエタノール等揮発油の製造者に譲渡する者又は同項の証明済バイオエタノール等の製造者、輸入者若しくは販売業者（同項の規定により準用される揮発油税法第二十五条第二号の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、揮発油税法第二十四条に規定する者とそれぞれみなして、同法第二十八条第六号及び第二十九条第一項並びに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第二号イに係る部分に限る。）及び第二百二十九条の規定を、前項の規定により同法第七十四条の五第二号ハの規定が準用される同項のバイオエタノール等揮発油の製造者は、同号ハに規定する者とみなして、同法第二百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第二号イに係る部分に

ノール等揮発油の製造者又は第一号に規定する者」と、「揮発油又は前号に規定する揮発油」とあるのは「租税特別措置法第八十八条の七第一項各号に掲げる物品」と、同条第二項中「揮発油の」とあるのは「租税特別措置法第八十八条の七第一項各号に掲げる物品の」と、地方揮発油税法第十四条の二第一項第一号中「揮発油の製造者若しくは販売業者、揮発油税法第十三条第三項に規定する特例輸入者又は同法第十六条の三第一項若しくは第十六条の四第一項に規定する揮発油をこれらの規定に規定する場所に移入した者」とあるのは「バイオエタノールをバイオエタノール等揮発油の製造者に譲渡する者又は証明済バイオエタノール等（租税特別措置法第八十八条の七第一項第二号に掲げる物品に係るものに限る。）の製造者、輸入者若しくは販売業者」と、「揮発油、」とあるのは「同項各号に掲げる物品、」と、同項第三号中「第一号に規定する者」とあるのは「バイオエタノール等揮発油の製造者又は第一号に規定する者」と、「揮発油又は前号に規定する揮発油」とあるのは「租税特別措置法第八十八条の七第一項各号に掲げる物品」と、同条第二項中「揮発油の製造者若しくは販売業者、揮発油税法第十三条第三項に規定する特例輸入者又は同法第十六条の三第一項若しくは第十六条の四第一項に規定する揮発油をこれらの規定に規定する場所に移入した者」とあるのは「バイオエタノールをバイオエタノール等揮発油の製造者に譲渡する者又は証明済バイオエタノール等（租税特別措置法第八十八条の七第一項第二号に掲げる物品に係るものに限る。）の製造者、輸入者若しくは販売業者」と、「揮発油の製造又は」とあるのは「同項各号に掲げる物品の製造又は」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

10

前項の規定により揮発油税法第二十四条及び第二十六条（第一項第二号及び第四号、第三項並びに第四項を除く。）並びに地方揮発油税法第十四条の二（第一項第二号及び第四号、第三項並びに第四項を除く。）の規定が準用される前項のバイオエタノールをバイオエタノール等揮発油の製造者に譲渡する者又は同項の証明済バイオエタノール等の製造者、輸入者若しくは販売業者（同項の規定により準用される揮発油税法第二十五条第二号の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、揮発油税法第二十四条及び地方揮発油税法第十四条の二第一項第一号に規定する者とそれぞれみなして、揮発油税法第二十八条第六号及び第七号（同法第二十六条第一項第二号に係る部分を除く。）並びに第二十九条第一項並びに地方揮発油税法第十六条（同法第十四条の二第一項第二号に係る部分を除く。）及び第十七条第一項の規定を、前項の規定により揮発油税法第二十六条第一項第三号及び地方揮発油税法第十四条の二第一項第三号の規定が準用される前項

限る。）及び第百二十九条の規定を、それぞれ適用する。

11 省 略

（揮発油価格高騰時における揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例規定の適用
停止）

第八十九条 省 略

2 14 省 略

15 控除対象揮発油につき、第四項又は第七項の規定による控除又は還付を受けた場合における揮発油税法第十七条又は災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第七条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

揮発油税 法第十七 条第一項	当該移出により納付された、又は納付されるべき揮発油税額（延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該揮発油税額につきこの項、次項又は第四項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。以下第四項において同じ。）	第九条の規定により課されるものとした場合の揮発油税額
揮発油税 法第十七 条第二項	当該他の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべき揮発油税額（延滞税、過少申告揮発油税額（延滞税、過少申告揮発油税額）	第九条の規定により課されるものとした場合の揮発油税額

のバイオエタノール等揮発油の製造者は、揮発油税法第二十六条第一項第三号及び地方揮発油税法第十四条の二第一項第三号に規定する者とみなして、揮発油税法第二十八条第七号（同法第二十六条第一項第三号に係る部分に限る。）及び第二十九条第一項並びに地方揮発油税法第十六条（同法第十四条の二第一項第三号に係る部分に限る。）及び第十七条第一項の規定を、それぞれ適用する。

11 同 上

（揮発油価格高騰時における揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例規定の適用
停止）

第八十九条 同 上

2 14 同 上

15 同 上

同 上	当該移出により納付された、又は納付されるべき揮発油税額（延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該揮発油税額につきこの項、次項又は第四項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする。以下第四項において同じ。）	同 上
同 上	当該他の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべき揮発油税額（延滞税、過少申告揮発油税額（延滞税、過少申告揮発油税額）	同 上

21 16
 16
 20 省略
 前項の規定は、同項に規定する第十九項の規定による申告書を提出すべき者で

項 及び第四 条第三項 法律第七 に關する 收猶予等 減免、徴 る租税の 者に對す 災害被害 者に對す	省略	省略	災害被害 者に對す る租税の 減免、徴 收猶予等 に關する 法律第七 条第一項	省略	省略	揮発油税 法第十七 条第四項	告加算税及び無申告加算税の額 を除くものとし、当該揮発油税 額につき前項、この項又は第四 項の規定による控除が行われて いる場合には、その控除前の金 額とする。）
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	

21 16
 16
 20 同上
 前項の規定は、同項に規定する第十九項の規定による申告書を提出すべき者で

同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	告加算税及び無申告加算税の額 を除くものとし、当該揮発油税 額につき前項、この項又は第四 項の規定による控除が行なわれ ている場合には、その控除前の 金額とする。）
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	

、当該申告に係る揮発油税及び地方揮発油税につき、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律に規定する期限後申告書若しくは修正申告書を同項の規定による申告書に係る前項の納期限前に提出したもの又は同法に規定する更正若しくは決定を受けたもののうち同法第三十五条第二項第二号の規定による納付の期限が前項の納期限前に到来するものについて準用する。

22 32 省 略

（石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等）

第八十九条の二 省 略

2・3 省 略

4 第一項の規定の適用を受けて製造された石油化学製品（当該石油化学製品を原料として製造された石油化学製品を含む。）のうちベンゾールその他の政令で定めるもの（以下この条において「特定石油化学製品」という。）が、当該特定石油化学製品の製造場において、フェノール若しくは合成ゴムの製造用その他の政令で定める用途（以下この項において「指定用途」という。）以外の用途に消費をされ、又は当該製造場から移出（直接外国に向けてする移出を除く。以下この条において同じ。）をされた場合には、当該特定石油化学製品の製造者が、当該消費又は移出をした時に、当該消費又は移出に係る特定石油化学製品の製造のため消費されたものとして政令で定めるところにより算出した数量の揮発油を当該製造場において消費し、又は当該製造場から移出したものとみなして、揮発油税法（第四章及び第五章の規定（第二十五条第一号及び第二十六条の規定を除く。）並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）及び地方揮発油税法を適用する。ただし、当該移出が指定用途に供する場所（指定用途に供する特定石油化学製品又は輸出の目的その他の政令で定めるための特定石油化学製品を蔵置するための場所を含む。）への移出である場合には、この限りでない。

5 19 省 略

10 揮発油税法第十三条の二、第二十四条及び第二十五条第二号並びに地方揮発油税法第十四条の二並びに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第二号（二を除く。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第三項及び第七十四条の十三の規定は、特定石油化学製品の製造者及び販売業者について、同法第七十四条の五第二号二の規定は、運搬中の特定石油化学製品及びこれを運搬する者について準用する。この場

、当該申告に係る揮発油税及び地方揮発油税につき、国税通則法に規定する期限後申告書若しくは修正申告書を同項の規定による申告書に係る前項の納期限前に提出したもの又は同法に規定する更正若しくは決定を受けたもののうち同法第三十五条第二項第二号の規定による納付の期限が前項の納期限前に到来するものについて準用する。

22 32 同 上

（石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等）

第八十九条の二 同 上

2・3 同 上

4 第一項の規定の適用を受けて製造された石油化学製品（当該石油化学製品を原料として製造された石油化学製品を含む。）のうちベンゾールその他の政令で定めるもの（以下この条において「特定石油化学製品」という。）が、当該特定石油化学製品の製造場において、フェノール若しくは合成ゴムの製造用その他の政令で定める用途（以下この項において「指定用途」という。）以外の用途に消費をされ、又は当該製造場から移出（直接外国に向けてする移出を除く。以下この条において同じ。）をされた場合には、当該特定石油化学製品の製造者が、当該消費又は移出をした時に、当該消費又は移出に係る特定石油化学製品の製造のため消費されたものとして政令で定めるところにより算出した数量の揮発油を当該製造場において消費し、又は当該製造場から移出したものとみなして、揮発油税法（第四章及び第五章の規定（第二十五条第一号及び第二十六条の規定を除く。）並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）及び地方揮発油税法（第十四条の二の規定及びこれに係る罰則を除く。）を適用する。ただし、当該移出が指定用途に供する場所（指定用途に供する特定石油化学製品又は輸出の目的その他の政令で定めるための特定石油化学製品を蔵置するための場所を含む。）への移出である場合には、この限りでない。

5 19 同 上

10 揮発油税法第二十四条、第二十五条第二号及び第二十六条（第一項第四号及び第三項を除く。）並びに地方揮発油税法第十四条の二（第一項第四号及び第三項を除く。）の規定は、特定石油化学製品の製造者及び販売業者について、揮発油税法第二十六条第一項第四号及び地方揮発油税法第十四条の二第一項第四号の規定は、運搬中の特定石油化学製品及びこれを運搬する者について準用する。この場合において、揮発油税法第二十四条中「揮発油」とあるのは「特定石油化学製

合において、揮発油税法第十三条の二中「第三条及び第十条から第十二条の二まで」とあるのは「租税特別措置法第八十九条の二第四項」と、同法第二十四条中「揮発油」とあるのは「特定石油化学製品」と、「若しくは販売業者、特例輸入者又は第十六条の三第一項若しくは第十六条の四第一項に規定する揮発油をこれらの規定に規定する場所に移入した者」とあるのは「又は販売業者」と、「販売又は保税地域からの引取り」とあるのは「又は販売」と、地方揮発油税法第十四条の二中「第五条及び第七条」とあるのは「租税特別措置法第八十九条の二第四項」と、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第二号イ中「揮発油（同法第二十一条（定義）に規定する揮発油（同法第六条（揮発油等とみなす場合）の規定により揮発油とみなされる物を含む。）をいう。以下この号及び第七十四条の十二第三項において同じ。）」とあるのは「特定石油化学製品」と、同法第七十四条の十二第三項中「揮発油」とあるのは「特定石油化学製品」と読み替えるものとする。

11 前項の規定により揮発油税法第二十四条及び国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第二号（二を除く。）の規定が準用される同項の特定石油化学製品の製造者及び販売業者（同項の規定により準用される揮発油税法第二十五条第二号の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、揮発油税法第二十四条に規定する者とみなして、同法第二十八条第六号及び第二十九条並びに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第二号イに係る部分に限る。）及び第二百二十九条の規定を適用する。

（移出に係る揮発油の特定用途免税）

第八十九条の三 省 略

2・3 省 略

4 揮発油税法第十四条第七項及び第二十四条並びに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第二号、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第三項及び第七十四条の十三の規定は、第一項の規定の適用を受けた揮発油を移入した者について、それぞれ準用する。

5 前項の規定により揮発油税法第十四条第七項及び第二十四条並びに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第二号の

品」と、「若しくは販売業者、特例輸入者又は第十六条の三第一項若しくは第十六条の四第一項に規定する揮発油をこれらの規定に規定する場所に移入した者」とあるのは「又は販売業者」と、「販売又は保税地域からの引取り」とあるのは「又は販売」と、同法第二十六条第一項及び第二項中「揮発油」とあるのは「特定石油化学製品」と、同法第四項中「第三条及び第十条から第十二条の二までの規定」とあるのは「租税特別措置法第八十九条の二第四項の規定」と、地方揮発油税法第十四条の二第一項及び第二項中「揮発油」とあるのは「特定石油化学製品」と、「若しくは販売業者、揮発油税法第十三条第三項に規定する特例輸入者又は同法第十六条の三第一項若しくは第十六条の四第一項に規定する揮発油をこれらの規定に規定する場所に移入した者」とあるのは「又は販売業者」と、同法第四項中「第五条第一項若しくは第二項又は第七条の規定」とあるのは「租税特別措置法第八十九条の二第四項の規定」と読み替えるものとする。

11 前項の規定により揮発油税法第二十四条及び第二十六条（第一項第四号及び第三項を除く。）並びに地方揮発油税法第十四条の二（第一項第四号及び第三項を除く。）の規定が準用される前項の特定石油化学製品の製造者及び販売業者（同項の規定により準用される揮発油税法第二十五条第二号の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、揮発油税法第二十四条及び地方揮発油税法第十四条の二第一項第一号に規定する者とみなして、揮発油税法第二十八条第六号及び第七号並びに第二十九条並びに地方揮発油税法第十六条及び第十七条の規定を適用する。

（移出に係る揮発油の特定用途免税）

第八十九条の三 同 上

2・3 同 上

4 揮発油税法第十四条第七項、第二十四条及び第二十六条（第三項を除く。）並びに地方揮発油税法第十四条の二（第三項を除く。）の規定は、第一項の規定の適用を受けた揮発油を移入した者について、それぞれ準用する。

5 前項の規定により揮発油税法第十四条第七項、第二十四条及び第二十六条（第三項を除く。）並びに地方揮発油税法第十四条の二（第三項を除く。）の規定が

規定が準用される前項の揮発油を移入した者は、揮発油税法第十四条第七項及び第二十四条に規定する者とみなして、同法第二十八条第三号及び第六号並びに第二十九条並びに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第二号イに係る部分に限る。）及び第二百二十九条の規定を適用する。

6・7 省 略

（引取りに係る揮発油の特定用途免税）

第八十九条の四 省 略

2 揮発油税法第十四条第七項及び第二十四条並びに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第二号、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第三項及び第七十四条の十三の規定は、前項の規定の適用を受けた揮発油を前条第一項に規定する用途に供しようとする場所に移入した者について、それぞれ準用する。

3 前項の規定により揮発油税法第十四条第七項及び第二十四条並びに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第二号の規定が準用される前項の揮発油を同項の場所に移入した者は、揮発油税法第十四条第七項及び第二十四条に規定する者とみなして、同法第二十八条第三号及び第六号並びに第二十九条並びに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第二号イに係る部分に限る。）及び第二百二十九条の規定を適用する。

4・5 省 略

（移出に係るみなし揮発油の特定用途免税）

第九十条 省 略

2・3 省 略

4 揮発油税法第十四条第七項及び第二十四条並びに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第二号、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第三項及び第七十四条の十三の規定は、第一項の規定の適用を受けたみなし揮発油を移入した者について、それぞれ準用する。

5 前項の規定により揮発油税法第十四条第七項及び第二十四条並びに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第二号の

準用される前項の揮発油を移入した者は、揮発油税法第十四条第七項及び第二十四条並びに地方揮発油税法第十四条の二第一項第一号に規定する者とみなして、揮発油税法第二十八条第三号、第六号及び第七号並びに第二十九条並びに地方揮発油税法第十六条及び第十七条の規定を適用する。

6・7 同 上

（引取りに係る揮発油の特定用途免税）

第八十九条の四 同 上

2 揮発油税法第十四条第七項、第二十四条及び第二十六条（第三項を除く。）並びに地方揮発油税法第十四条の二（第三項を除く。）の規定は、前項の規定の適用を受けた揮発油を前条第一項に規定する用途に供しようとする場所に移入した者について、それぞれ準用する。

3 前項の規定により揮発油税法第十四条第七項、第二十四条及び第二十六条（第三項を除く。）並びに地方揮発油税法第十四条の二（第三項を除く。）の規定が準用される前項の揮発油を同項の場所に移入した者は、揮発油税法第十四条第七項及び第二十四条並びに地方揮発油税法第十四条の二第一項第一号に規定する者とみなして、揮発油税法第二十八条第三号、第六号及び第七号並びに第二十九条並びに地方揮発油税法第十六条及び第十七条の規定を適用する。

4・5 同 上

（移出に係るみなし揮発油の特定用途免税）

第九十条 同 上

2・3 同 上

4 揮発油税法第十四条第七項、第二十四条及び第二十六条（第三項を除く。）並びに地方揮発油税法第十四条の二（第三項を除く。）の規定は、第一項の規定の適用を受けたみなし揮発油を移入した者について、それぞれ準用する。

5 前項の規定により揮発油税法第十四条第七項、第二十四条及び第二十六条（第三項を除く。）並びに地方揮発油税法第十四条の二（第三項を除く。）の規定が

規定が準用される前項のみなし揮発油を移入した者は、揮発油税法第十四条第七項及び第二十四条に規定する者とみなして、同法第二十八条第三号及び第六号並びに第二十九条並びに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第二号イに係る部分に限る。）及び第二百二十九条の規定を適用する。

6・7 省 略

（引取りに係るみなし揮発油の特定用途免税）

第九十条の二 省 略

2 揮発油税法第十四条第七項及び第二十四条並びに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第二号、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第三項及び第七十四条の十三の規定は、前項の規定の適用を受けたみなし揮発油を前条第一項に規定する用途に供しようとする場所に移入した者について、それぞれ準用する。

3 前項の規定により揮発油税法第十四条第七項及び第二十四条並びに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第二号の規定が準用される前項のみなし揮発油を同項の場所に移入した者は、揮発油税法第十四条第七項及び第二十四条に規定する者とみなして、同法第二十八条第三号及び第六号並びに第二十九条並びに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第二号イに係る部分に限る。）及び第二百二十九条の規定を適用する。

4・5 省 略

第一款 地球温暖化対策のための課税の特例

（地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例）

第九十条の三の二 地球温暖化対策を推進する観点から、平成二十三年十月一日以後に原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取場から移出される原油、ガス状炭化水素若しくは石炭又は保税地域から引き取られる原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素若しくは石炭に係る石油石炭税の税額は、石油石炭税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める税率により計算した金額とする。

一 原油及び石油製品 一キロリットルにつき二千八百円

準用される前項のみなし揮発油を移入した者は、揮発油税法第十四条第七項及び第二十四条並びに地方揮発油税法第十四条の二第一項第一号に規定する者とみなして、揮発油税法第二十八条第三号、第六号及び第七号並びに第二十九条並びに地方揮発油税法第十六条及び第十七条の規定を適用する。

6・7 同 上

（引取りに係るみなし揮発油の特定用途免税）

第九十条の二 同 上

2 揮発油税法第十四条第七項、第二十四条及び第二十六条（第三項を除く。）並びに地方揮発油税法第十四条の二（第三項を除く。）の規定は、前項の規定の適用を受けたみなし揮発油を前条第一項に規定する用途に供しようとする場所に移入した者について、それぞれ準用する。

3 前項の規定により揮発油税法第十四条第七項、第二十四条及び第二十六条（第三項を除く。）並びに地方揮発油税法第十四条の二（第三項を除く。）の規定が準用される前項のみなし揮発油を同項の場所に移入した者は、揮発油税法第十四条第七項及び第二十四条並びに地方揮発油税法第十四条の二第一項第一号に規定する者とみなして、揮発油税法第二十八条第三号、第六号及び第七号並びに第二十九条並びに地方揮発油税法第十六条及び第十七条の規定を適用する。

4・5 同 上

- 二 ガス状炭化水素 一トンにつき千八百六十円
- 三 石炭 一トンにつき千三百七十円

(特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減)

第九十条の三の三 苛性ソーダの製造業を営む者が自ら発電(当該苛性ソーダの製造に使用する電気に係るものに限る。)の用に供する石炭(以下この条において「苛性ソーダ製造用特定石炭」という。)を、保税地域から引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定める手続により、平成二十五年三月三十一日までに、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて当該苛性ソーダ製造用特定石炭を引き取るときは、当該引取りに係る石油石炭税の税額は、前条の規定にかかわらず、石油石炭税法第九条第三号に定める税率により計算した金額とする。

2 石油石炭税法第十八条の二、第二十一条及び第二十二条(第一号を除く。)並びに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号(ロ及びニを除く。)、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三の規定は、前項の規定の適用を受けた苛性ソーダ製造用特定石炭を同項に規定する用途に供する者及び同項の規定の適用を受けた苛性ソーダ製造用特定石炭の販売業者について準用する。この場合において、石油石炭税法第十八条の二中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の三の三第四項及び第五項」と、同法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の三の三第一項の規定の適用を受けた石炭(以下この条において「苛性ソーダ製造用特定石炭」という。))を同項に規定する用途に供する者及び苛性ソーダ製造用特定石炭の販売業者」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「苛性ソーダ製造用特定石炭」と、「販売若しくは保税地域からの引取り」とあるのは「又は販売」と、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号イ中「原油等(同法第四条第二項(納税義務者)に規定する原油等)」とあるのは「苛性ソーダ製造用特定石炭(租税特別措置法第九十条の三の三第一項の規定の適用を受けた石炭)」と、同号ハ中「原油等又はロに規定する原油等」とあるのは「苛性ソーダ製造用特定石炭」と、同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号(定義)に規定する